

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題

正解数	問
	／30問

事業者名	:	_____
受験者名	:	_____

【○×問題】

以下の各設問のうち、正しいものは「○」を、正しくないものは「×」を別紙の解答欄に記入してください。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
2. 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送をすることができる。
3. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した時は、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
4. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便を阻害している事実があると認められた場合に限り、事業改善を命ずることができる。
5. 一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「一般」と表示しなければならない。
6. 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。

7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。
8. 旅客自動車運送事業者は、点呼の記録を5年間保存しなければならない。
9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行が終了した翌日から運行指示書を保管する必要はない。
10. 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であって国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
11. 一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中運行指示書を携行しなければならない。
12. 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあっては二年とする。（ただし、検査対象軽自動車は除く）
13. 整備管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。

【三択問題】

以下の各設問の（ ）内に入る正しい語句を [] 内から選択し、別紙の解答欄に該当するアルファベットを記入してください。

14. 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の（ ）を受けなければならない。
[A. 承認 B. 許可 C. 免許]
15. 一般旅客自動車運送事業者は、（ ）により、旅客の運送をしなければならない。
[A. 車両に乗り込んだ順序 B. 運賃等を支払った順序 C. 運送の申込みを受けた順序]
16. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地（ ）その営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。
[A. のいずれもが B. のどちらかが C. に関係なく]

17. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を（ ）結果を生ずるような競争をしてはならない。
[A. 助長する B. 阻害する C. 確保する]
18. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため（ ）。
[A. 利用させてもよい B. 貸し渡してもよい C. 利用させてはならない]
19. 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び（ ）を図ることを目的とする。
[A. 事業者の利便 B. 従業員の利便 C. 旅客の利便]
20. 旅客自動車運送事業者は、（ ）状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。
[A. 運転が可能な B. 集中力が欠落した C. 酒気を帯びた]
21. 旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。）は、（ ）以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。
[A. 二ヶ月 B. 六ヶ月 C. 一年]
22. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、一定の様式の（ ）を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。
[A. 履歴書 B. 乗務員台帳 C. 乗務員証]
23. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める（ ）に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。
[A. 自動車の運転 B. 事業計画 C. 運行管理]
24. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、（ ）の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。
[A. 運行管理者 B. 整備管理者 C. 従業員]
25. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後（ ）以内に管轄する地方運輸局長に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。
[A. 三十日 B. 六十日 C. 百日]

26. 自動車の（ ）は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備することにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

[A. 所有者 B. 使用者 C. 運転者]

27. 旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故であり、死者又は重傷者を生じた場合は、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、（ ）以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

[A. 十二時間 B. 二十四時間 C. 四十八時間]

28. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者に対して、勤務終了後、継続八時間以上の（ ）を与えること。

[A. 休暇期間 B. 休憩期間 C. 休息期間]

【数字記入問題】

以下の各設問の（ ）にあてはまる数字を別紙の解答欄に記入してください。

29. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員（ ）人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。

30. 事業者は、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の輸送の安全に関する業務として、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務、点検及び整備の管理に関する業務等に通算して（ ）年以上従事した者を安全統括管理者に選任できる。

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題（解答）

- 1.（運送法8条）一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。（○）
- 2.（運送法21条）一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送をすることができる。（○）
- 3.（運送法23条3項）一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した時は、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（×）
- 4.（運送法31条）国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められるときは、事業改善を命ずることができる。（×）
- 5.（運送法95条）一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「貸切」と表示しなければならない。（×）
- 6.（運輸規則4条）一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。（○）
- 7.（運輸規則16条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。（○）
- 8.（運輸規則24条5項）旅客自動車運送事業者は、点呼の記録を1年間保存しなければならない。（×）
- 9.（運輸規則28条の2第2項）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行指示書を運行の終了の日から1年間保存しなければならない。（×）
- 10.（運輸規則47条の7）旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であって国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。（○）
- 11.（運輸規則50条）一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中運行指示書を

携行しなければならない。

(○)

- 1 2. (車両法第61条1項)自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあっては一年とする。(ただし、検査対象軽自動車は除く)
(×)
- 1 3. (車両法施行規則第32条1項2号)整備管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。(○)
- 1 4. (運送法4条)一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の(B:許可)を受けなければならない。
- 1 5. (運送法14条)一般旅客自動車運送事業者は、(C:運送の申込みを受けた順序)により、旅客の運送をしなければならない。
- 1 6. (運送法20条)一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地(A:のいずれもが)その営業区域外に存する旅客の運送(路線を定めて行うものを除く。)をしてはならない。
- 1 7. (運送法30条2項)一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を(B:阻害する)結果を生ずるような競争をしてはならない。
- 1 8. (運送法33条)一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため(C:利用させてはならない)。
- 1 9. (運輸規則1条)旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び(C:旅客の利便)を図ることを目的とする。
- 2 0. (運輸規則21条4項)旅客自動車運送事業者は、(C:酒気を帯びた)状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。
- 2 1. (運輸規則36条)旅客自動車運送事業者(個人タクシー事業者を除く。)は、(A:二ヶ月)以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。
- 2 2. (運輸規則37条1項)旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、一定の様式の(B:乗務員台帳)を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。
- 2 3. (運輸規則38条1項)旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、

国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める（A:自動車の運転）に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。

- 24.（運輸規則45条）旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、（B:整備管理者）の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。
- 25.（報告規則2条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後（C:百日）以内に管轄する地方運輸局長に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。
- 26.（車両法47条）自動車の（B:使用者）は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備することにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。
- 27.（事故報告規則4条）旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故であり、死者又は重傷者を生じた場合は、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、（B:二十四時間）以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。
- 28.（改善基準告示）一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者に対して、勤務終了後、継続八時間以上の（C:休息期間）を与えること。
- 29.（運送法3条）道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員（11）人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。
- 30.（運輸規則47条の5）事業者は、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の輸送の安全に関する業務として、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務、点検及び整備の管理に関する業務等に通算して（3）年以上従事した者を安全統括管理者に選任できる。